

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年6月8日
発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	對馬 雅敏
連絡先	電話 0166-25-9107
	FAX 0166-25-2234
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <b>その他</b> (該当する分類を囲むこと。)
日程	6月15日～令和2年度末
発表項目 (行事名)	家計急変学生等に係る旭川市奨学金臨時貸付 を開始します
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>(趣旨) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために収入が減少した学生及び保護者等に貸付を行います。従来の奨学金貸付は12月頃より申請を受け、その後選定や支給決定を行っておりますが、今回の貸付は随時申請を受け、審査・支給決定を行い貸付を行います。</p> <p>(日時) 令和2年6月15日(月)より申請を受け付けます。</p> <p>(場所) 申請は旭川市役所第2庁舎5階 子育て助成課で受け付けます。</p> <p>(内容) 対象者や貸付額など、詳細は添付資料のとおりです。</p>
添付資料	<b>有</b> ・無 「家計急変学生等に係る旭川市奨学金貸付」周知用案内文
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で学資の支弁が困難な方々へ

## 家計急変学生等に係る旭川市奨学金臨時貸付

◆この貸付は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言などによる休業要請等のため、家計の急変または収入減により修学の継続が危ぶまれる学生等に資金を貸付し、教育を受ける機会を失うことのないようにすることを目的としております。そのため、従来の奨学金制度は申請や貸付時期が定まっていたり、学生を借主とする等要件がありましたが、それらの要件を緩和し、また既に本市の奨学金制度を利用している方も貸付を受けることができます。

1. 対象者	<p>●旭川市民の子で、高校・大学・専門学校等に通学する者</p> <p>貸付対象者：①奨学生（保護者等の連帯保証人1人） ②保護者等（北海道内に住所を有し、独立の生計を営んでおり、将来返還の責任を負うことが出来る方を連帯保証人とすること。）</p>																
2. 提出書類 (申請時)	<p>(1) 奨学金貸付申請書</p> <p>(2) 収入が減少したことが分かる書類、または収入が減少したことの申立書</p> <p>(3) 申請者の住民票の写し（世帯全員が記載され、本籍・続柄等の省略のないもの。） ※旭川市内在住の方など、公簿等で確認出来る方については不要です。</p> <p>(4) 在学証明書等（休校などで提出困難な場合は学生証の写しなど。）</p>																
3. 提出書類 (貸付決定後)	<p>(1) 奨学金借用証書（貸付金額に応じた収入印紙を貼付していただきます。）</p> <p>(2) 返還計画書（<u>卒業後10年以内の返還計画を立てていただきます。</u>）</p> <p>(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書</p> <p>(4) 連帯保証人の住民票の写し（本籍の省略のないもの。） ※旭川市内在住の方など、公簿等で確認出来る方については不要です。</p> <p>(5) 口座振替依頼書（貸付金振込口座登録用）</p> <p>(6) 口座振替依頼ハガキ（返還用口座登録用）</p>																
4. 貸付金額 ※一括支給します。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 1308 660 1408">高校等</td> <td data-bbox="660 1308 780 1408">国公立</td> <td data-bbox="780 1308 1031 1408">月額 7,000 円</td> <td data-bbox="1031 1308 1500 1509" rowspan="4">左表月額に、申請月又は学資の支弁が困難となったことが認められる月から年度末までの月数を乗じた額を限度とします（最大10月分）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="660 1408 780 1509">私立</td> <td data-bbox="780 1408 1031 1509">月額 11,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1408 660 1509">大学・専門学校等</td> <td data-bbox="660 1408 780 1509">国公立</td> <td data-bbox="780 1408 1031 1509">月額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="660 1509 780 1509">私立</td> <td data-bbox="780 1509 1031 1509">月額 33,000 円</td> </tr> </table>	高校等	国公立	月額 7,000 円	左表月額に、申請月又は学資の支弁が困難となったことが認められる月から年度末までの月数を乗じた額を限度とします（最大10月分）。		私立	月額 11,000 円	大学・専門学校等	国公立	月額 24,000 円		私立	月額 33,000 円			
高校等	国公立	月額 7,000 円	左表月額に、申請月又は学資の支弁が困難となったことが認められる月から年度末までの月数を乗じた額を限度とします（最大10月分）。														
	私立	月額 11,000 円															
大学・専門学校等	国公立	月額 24,000 円															
	私立	月額 33,000 円															
5. 申込期間	令和2年6月15日～随時																
6. 受付場所 受付方法	「9. 問い合わせ先」に持参もしくは郵送にて（持参の際の受付時間は次のとおり）。 8：45～17：15 ※土日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く。																
7. 支給時期	申請後に審査を行って貸付決定し、貸付決定から必要書類が全て揃った段階で銀行・郵便振込により貸付します（最短で、2週間程度で貸付となります）。																
8. その他	申請書等の必要な書類は市子育て助成課（受付場所）での配付のほか、市子育て助成課HPからもダウンロードすることが出来ます。																
9. 問い合わせ先	<p>旭川市子育て支援部子育て助成課 奨学金担当</p> <p>住所：旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 5階</p> <p>電話：0166-25-9107</p>																